

活動資金募集にご協力いただく自治会・町内会役員等の皆さまへ

令和8年度

赤十字活動資金募集の手引き

～赤十字は「救う」を託されている団体です～

日頃より、自治会・町内会の皆さま、そして赤十字ボランティアをはじめとする県民の皆さまには、赤十字活動に対し温かいご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

また、例年「活動資金募集協力員」としてご尽力いただいておりますことに、重ねて深く感謝申し上げます。

日本赤十字社は、「人のいのちと健康、尊厳を守る」という使命のもと、災害救護を主要な柱として、赤十字救急法等の講習、ボランティアの育成、青少年赤十字の推進、国際支援事業など、幅広い活動を行っております。

令和7年においても、トカラ列島近海を震源とした地震、大分県佐賀関の大規模火災、青森県東方沖地震など、災害の頻発化・激甚化が顕著となりました。日本赤十字社では、現地および全国の日赤都道府県支部と連携し、情報収集や被災状況の把握に努め、迅速な救護活動を実施してまいりました。

このような状況からも、赤十字の果たす役割はますます重要性が増していると考えております。

日本赤十字社茨城県支部では、令和8年度の主たる事業として、災害時に機動的に対応できる体制の更なる整備と強化を図るとともに、防災セミナーや救急法等の講習を普及し、地域における防災・減災教育の一層の充実を進めてまいります。

これらの赤十字事業を安定的に実施・継続するためには、赤十字活動資金の継続確保が不可欠であり、その基盤となる寄付協力者（会員）の増強は極めて重要です。

そのため、本年度も5月の赤十字運動月間に合わせて、活動資金募集に注力してまいります。

今後も赤十字活動を推進していくため、何卒趣旨をご理解のうえ、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

日本赤十字社茨城県支部

赤十字活動資金 とは

日本赤十字社茨城県支部が行う事業に対するご寄付のことです

日本赤十字社茨城県支部は、国や自治体の補助を得ず、県民の皆さまからお寄せいただく赤十字活動資金で災害救護をはじめとした人道支援事業を行っております。

趣旨を何卒ご理解頂き、地域における活動資金募集のご協力をよろしくお願いいたします。(茨城県支部の活動内容については、8ページ以降をご参照ください)

1 活動資金募集の進め方

(1) 活動資金の募集時期

① 赤十字運動月間（5月）

5月は赤十字に関する広報を全国的に展開しており、活動資金への協力意義が理解されやすく、住民の皆さまから前向きなご協力が期待できるものと考えております。

② 自治会や町内会の実情にあわせる

事前に市役所・町村役場（福祉課など）の赤十字担当者と連携、調整したうえで、地域の実情に応じた活動資金募集をお願いいたします。

（但し、遅くとも12月末までの完了をご計画ください）

(2) ご協力方法

① 各世帯からのご協力

ご協力金額は500円を目安にお願いしております。

（500円を目安とする理由は6ページを参照ください）

ただし、協力は募集先の任意であり、協力金額も寄付者の自由です。

募集先が強制感を感じることがないように、十分にご配慮をお願いいたします。

※氏名・住所等、活動資金募集で知りうる個人情報、他者に漏れることのないよう厳守願います。

② 2,000円以上の協力

日本赤十字社の「会員」（6ページ参照）として登録することができます。

会員登録希望の寄付者受領証の「希望します」にレ点チェックを入れ、住所を記入してください。※住所を記入されない場合、会員登録されません。

③ 自治会費などからの一括協力

複数世帯分を自治会等の会計から拠出する場合は、赤十字活動資金を会費から協力することについて、当該会費を負担されている皆さまから賛同を得たうえでご協力をお願いいたします。

2 募集用資材 ※市町村によっては、一部使用しない資材もございます。

(1) チラシ（A3サイズ二つ折り）

活動資金の使途である、茨城県支部の活動をまとめております。各世帯に配布または回覧をお願いいたします。

※茨城県支部へ直接振込ができる払込取扱票を添付しております（一部地域除く）

(2) 活動資金募集協力員タグ

活動資金募集中であることを募集先に示すために用います。首から下げてご使用ください。

(3) 受領証（1冊10組）

原則、活動資金を受領したその場で作成し、寄付者にお渡しください。

「受領年月日」「金額」「お名前」「ふりがな」を必ずご記入ください。

3枚1組のうち、上2枚は控え、3枚目が本券（寄付者用）です。

寄付者には本券のみお渡しし、上の控え2枚は台紙から切り離さず、市役所・町村役場（福祉課など）の赤十字担当者にご提出ください。

個人でのご協力の場合

記入例

の部分をご記入願います。

令和8年度	赤十字活動資金受領証	000001
		(市町村保存用)
	令和8年5月1日	
金額	500	円
ただし、赤十字活動資金として		
※1世帯あたり500円を目安にお願いしていますが、強制するものではありません。		
お名前	日赤太郎様	
※個人でのご協力の場合は、お名前をご記入ください。		
※町内会など一括でのご協力の場合は、町内会名などの名称をご記入ください。		
《2,000円以上のご協力をいただいた個人の方》		
「会員」への登録を希望しますか。		
<input type="checkbox"/> 希望します ・ <input type="checkbox"/> 希望しません		
↳ <input checked="" type="checkbox"/> 希望します とした方のみ住所をご記入ください		
住所		
ご協力誠にありがとうございました。		
活動資金は、災害救護や救急法等講習の開催など、人のいのちと健康を守る赤十字活動に大切に活用いたします。		

※3枚目をお渡しください。

受領証の作成方法など、募集においての不明点は
お住まいの市役所・町村役場（福祉課など）の赤十字担当者にお問い合わせください

3 活動資金募集終了後の諸手続き

活動資金募集終了後は速やかに、次の物品を市役所・町村役場の赤十字担当者にお渡しください。

- ①受領した活動資金
- ②受領証控えと未使用の受領証すべて
- ③活動資金募集協力員タグ
- ④未使用の資材(チラシ、依頼状など)

※市町村により、集約方法は異なります。ご不明点は市役所・町村役場(福祉課など)の赤十字担当者にご確認ください。

4 税制上の優遇措置

赤十字活動資金への協力は、税制上の優遇措置の対象です。募集活動で発行された受領証は、確定申告等で使用できます。

※優遇措置の詳細や、申告方法等については、所轄税務署や税理士など専門家への相談をご案内ください。

5 表彰制度

個人・法人を問わず、赤十字活動資金への協力金額(累計額)によって、日本赤十字社や国から表彰を受けることができます。

制度の詳細については、市役所・町村役場(福祉課など)の赤十字担当者への問い合わせをご案内ください。

【重要】公職の候補者等※に対する活動資金募集について

(※現職の政治家や候補者、これから立候補予定の方)

公職の候補者等にあたるご本人からの協力は
寄付額2,000円ちょうどかつ **赤十字の「会員登録をする協力」のみ可能**です

※ご家族からの協力には制約はありませんが、そのご家族も公職の候補者等である場合は同様です。

次の場合は公職選挙法で禁止されている寄附行為に該当します

- ・ご本人から2,000円協力したが、会員登録を希望しない場合
- ・ご本人から2,001円以上または1,999円以下の協力の場合

赤十字に関する よくある質問

～活動資金募集について～

Q 1. なぜ、5月に活動資金を募集するのですか？

A. 赤十字に縁の深い5月を「赤十字運動月間」と位置付けているためです。

- ・ 5月1日：日本赤十字社創立記念日(1877年)
- ・ 5月5日：国際赤十字・赤新月社連盟創立記念日(1919年)
- ・ 5月8日：創始者アンリー・デュナンの生誕記念日(1928年)



アンリー・デュナン

日本赤十字社は、上のおり赤十字に縁の深い5月を「赤十字運動月間」として位置づけ、赤十字の理念や活動を広く知っていただくためのキャンペーンや情報発信を全国で展開しており、各地で活動資金募集を行っています。

なお、赤十字活動資金は通年募集していることから、地域の実情などに合わせて無理なく募集活動にご協力いただけますと幸いです。

Q 2. なぜ、赤十字活動資金の募集に自治会・町内会等の役員や赤十字奉仕団員などの方が回るのですか？

A. 赤十字の活動は、各地域で実施されることが多いことから、地域の方々に募集をお願いしております。

身近な赤十字活動には、地域で募集いただいた赤十字活動資金が役立てられております。(詳細はQ3をご覧ください。)

日本赤十字社職員も、訪問等で随時活動資金の協力をお願いしておりますが、県内全域を網羅することは困難であり、市町村を通じて自治会・町内会等役員の皆さまや、赤十字ボランティア(奉仕団)の皆さまに活動資金募集をお願いしております。

〈参考〉茨城県支部と市町村(福祉課など)の関係について

日本赤十字社は、防災やボランティア活動などで、地域に根差した活動を行っています。日ごろから市役所・町村役場(福祉課など)にご協力いただき、地域赤十字奉仕団の活動推進や市役所・町村役場窓口での寄付受け入れ、茨城県支部が市役所・町村役場に備えている災害用救援物資の管理活用など、地域における赤十字業務をご対応いただいております。

Q 3. 活動資金は茨城県支部の活動に使われると聞きました。
それでは募集する地域に直接の見返りがないように思われます。

A. 赤十字活動資金は、お住まいの地域の赤十字活動等にも役立てられます。
(活用例)

【災害時の赤十字活動】

- ・被災された方への救護のため、医療チームを派遣
- ・救援物資(布団セット・毛布・安眠セット・緊急セットなど)の配備
- ・避難所で生活される方などへの炊き出し
- ・被災者、支援者等に対するこころのケア活動 など

【平時(災害時以外)の赤十字活動】

- ・県内全市町村への救援物資配備(住居火災等で配布されます)
- ・地域施設等での赤十字救急法等講習の開催
- ・学校や企業、地域での防災セミナーの開催
- ・地域赤十字奉仕団(赤十字ボランティア)活動の推進 など

Q 4. 500円を目安に活動資金を募集するのはなぜですか？

A. 災害救護などの活動を継続的に実施するために、500円を目安としております。

特に近年の災害は、頻発化、激甚化の傾向にあり、赤十字の事業は、常に継続的に
行うことが必要な事業であるため、活動に要する財源についても日頃から安定的に確
保しておくことが必要となります。

県民の皆さまへは、日本赤十字社の活動にご賛同いただき、活動資金として1世
帯あたり500円を目安としたご協力をお願いしております。

ただし、活動資金のご協力及び寄付額は募集先の任意であり、この活動資金募集で
も強制するものではありません。お預かりしたご寄付は、金額に関わらず赤十字活動
資金として大切に活用いたします。

Q 5. 「会員」とは何ですか？「会員」になると寄付の義務などが生じますか？
会員になることで特典はありますか？

A. 赤十字の「会員」とは、日本赤十字社の目的に賛同し、継続して支援して下さる方の
ことです。

地域の活動資金募集においては、2,000円以上のご協力をいただき、受領証で意
思表示と住所記入いただくことにより、個人・法人を問わず、どなたでも会員として
加入することができます。

会員には、日赤本社や茨城県支部から、赤十字に関する情報や各種ご案内をお送り
しています。会員になられた場合でも、新たな寄付の義務が生じることや、赤十字か
らの特典等の用意はございません。赤十字活動資金への協力同様、会員登録も任意で
あるとご案内ください。

～赤十字の組織・活動・寄付について～

Q 6. 日本赤十字社、日本赤十字社茨城県支部はどのような組織ですか？
茨城県支部と他の赤十字施設との関係は？

A. 日本赤十字社は、「日本赤十字社法」に基づく民間の団体です。
その全国47支部の一つである茨城県支部は、茨城県内において赤十字の人道支援事業
(災害救護、救急法等講習の普及、ボランティアの養成など)を実施しています。
県内の赤十字施設(病院・血液センター・乳児院)はそれぞれ別々に会計処理を行う
独立した施設*ですが、日ごろから施設間で業務協力しています。

茨城県支部は、皆さまからお寄せいただいた赤十字活動資金で、人道支援事業(8
～11ページ参照)を実施しています。一方、他の赤十字施設は医療・血液・社会福祉
の事業を担っています。

*県赤十字血液センターは、血液事業の広域事業運営体制により関東甲信越ブロック血液センターに内
包されているため、独自の会計処理は行っていません。

Q 7. なぜ赤十字が災害救護を担うのですか？
どのような状況で災害救護活動を展開するのですか？

A. 日本赤十字社の災害救護への協力は法律に明記されています。災害時に都道府県等か
ら要請があれば、各施設の職員がチームを編成し救護活動に当たります。

日本赤十字社は、

「災害対策基本法」で、国・自治体の救助に協力する役割を担う「指定公共機関」とされ
ているほか、「国民保護法」で、行政が行う非常災害時等の救護に協力する義務が明記さ
れています。

これらの関係法令に基づいて、災害が発生し、救護活動が必要と判断される場合
や、被災地となった都道府県等から要請があった場合に、その都道府県にある支部を
主体として救護活動を実施します。

茨城県支部および県内赤十字施設は平時から、災害発生時に迅速かつ効果的に活動
が実施できるよう、医療チームの活動に関する研修会や訓練を実施して備えています。

Q 8. 赤十字活動資金と赤い羽根共同募金は同じものですか？

A. 同じではありません。

赤い羽根共同募金は、茨城県においては社会福祉法人茨城県共同募金会が募集し、
地域福祉の推進に活用されるものです。

混同されませんよう、くれぐれもご注意ください。

Q 9. 募集先で、国内義援金・海外救援金への協力申し出があった場合、
どのようにすればよいですか？

A. 市役所・町村役場(福祉課など)の赤十字担当窓口でのお手続きをご案内ください。

自治会・町内会等での募集活動では、赤十字活動資金のみの受付をお願いいたします。

～茨城県支部の主な活動～

日本赤十字社の災害救護活動は、赤十字の使命に基づく最も重要な活動です。創立以来、当支部は救護活動に取り組み、災害現場に医療チームを派遣して、被災者に寄り添った活動を展開してまいりました。

災害救護活動の充実・強化

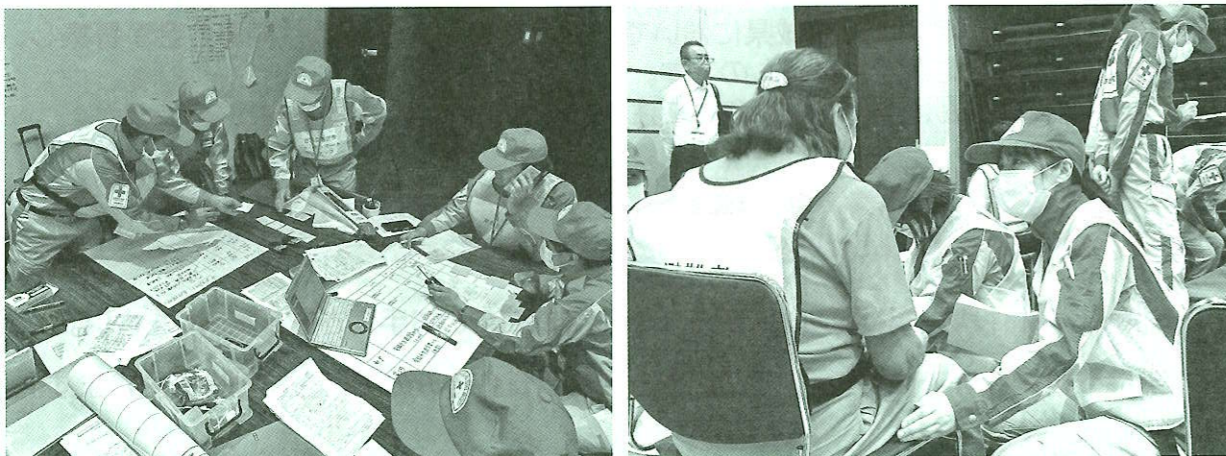
日本赤十字社の災害救護活動は、赤十字の使命に基づく最も重要な活動です。当支部は、創立以来、救護活動に取り組み、以下のような災害現場に、医療チームなどを派遣して、被災者に寄り添った活動を展開してまいりました。

● 令和7年の国内における主な災害 ※日本赤十字社が義援金を受け入れた災害

- ・トカラ列島近海地震（鹿児島県）
- ・8月6日からの大雨災害（熊本県・鹿児島県）
- ・台風第12号による災害（鹿児島県）
- ・台風第22号、第23号による災害（東京都）
- ・青森県東方沖地震（青森県）
- ・台風第8号による災害（沖縄県）
- ・台風第15号による災害（静岡県）
- ・大分市佐賀関大規模火災（大分県）

日本赤十字社茨城県支部では、大規模災害が発生した際の救護活動として、水戸・古河の両赤十字病院から医療チームを被災地へ派遣し、被災された方々に寄り添った支援を行っています。今後発生が危惧される首都直下地震などの大規模災害に備え、医療チームへの訓練・研修を継続的に実施し、救護活動に必要な資機材の整備・充実にも取り組んでいます。

また、こうした災害時の活動を県内全域でも速やかに実施できる体制づくりとして、救援物資や救援車両を県内全市町村に配備しており、お住まいの市町村でも赤十字活動が迅速に展開できるよう備えています。



救護班要員の養成（令和7年9月・常総市）

災害救援物資の備蓄

皆さまからのご寄付（赤十字活動資金）を財源として、被災された方々に配布する災害救援物資を整備し、当支部や全市町村に備蓄しています。

● 災害救援物資の備蓄状況

品目	備蓄数	品目	備蓄数
毛布	14,734枚	布団セット	453組
タオルケット	4,168枚	安眠セット	571組
保温マット	658枚	ブルーシート	1,263枚
緊急セット	1,130組		

令和8年2月末現在



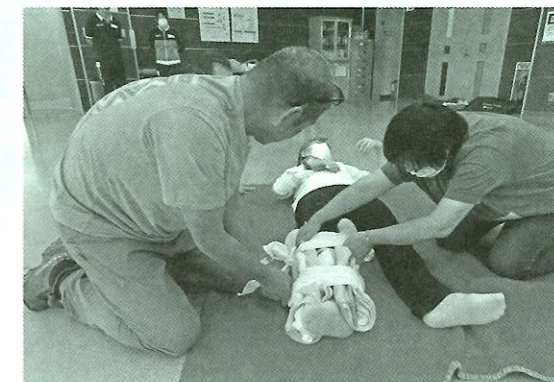
緊急セット（日用品のセット）

救急法等講習の普及

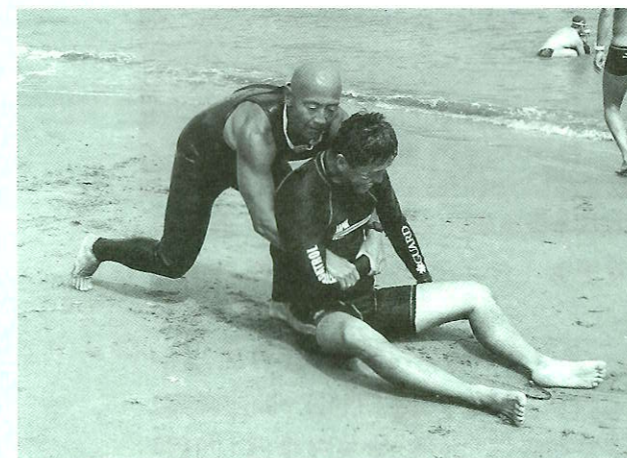
救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法の4つの赤十字講習を開催しています。本事業は、人間のいのちと健康を守るための応急手当や介護の方法などの知識や技術を広めるとともに、県民のだれもが赤十字に直接触れることができる事業です。

市町村や事業所などが開催する救急法等の講習に協力するとともに、イベントや防災訓練などで救急法等を紹介し、体験を通じて赤十字を身近に感じてもらえるよう努めています。

「いのちと健康を守る知識と技術」の普及は重要な社会課題であることから、当支部では、感染予防に配慮した講習やオンラインを活用した講習を開催しています。



救急法講習



水上安全法講習

● 令和8年度 開催計画

講習名	回数	人数
救急法	212回	7,040人
水上安全法	16回	561人
健康生活支援講習	17回	385人
幼児安全法	35回	598人
合計	280回	8,584人

ボランティアの養成

赤十字奉仕団は、大きく3種類の奉仕団で構成されており、それぞれの特性などを生かしたボランティア活動を行っています。

当支部では、さまざまな研修を通してボランティアを養成するとともに、人道的な活動を実践しています。

また、災害時は防災ボランティアリーダーが中心となり活動します。

● 赤十字奉仕団の種類

- ・地域奉仕団：地域に根付いた活動を行います。
- ・特殊奉仕団：特殊な技能（アマチュア無線、看護師免許など）を活かした活動を行います。
- ・青年奉仕団：大学生などを中心に若さを生かした活動を行います。

● 赤十字奉仕団の活動事例

- ・活動資金や義援金の募集
- ・献血の協力呼びかけ
- ・授乳ボランティア
- ・高齢者支援
- ・災害時の被災地での炊き出し
- ・災害時の救援物資の輸送 など

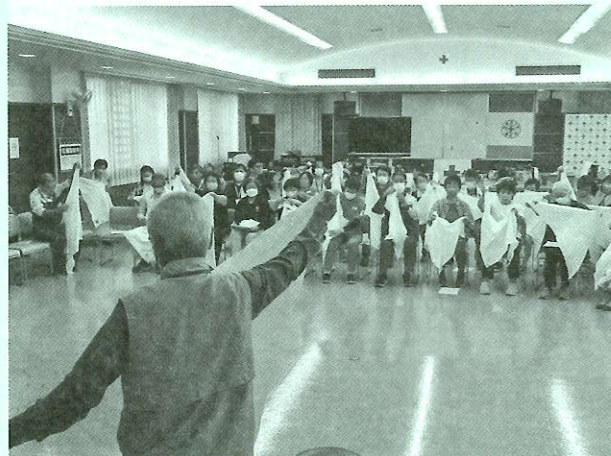
● 赤十字ボランティアの登録状況

赤十字ボランティア	人数
地域奉仕団	43団 5,887人
特殊奉仕団	9団 712人
青年奉仕団	3団 199人
防災ボランティアリーダー	6人
防災ボランティア地区リーダー	36人
合計	6,840人

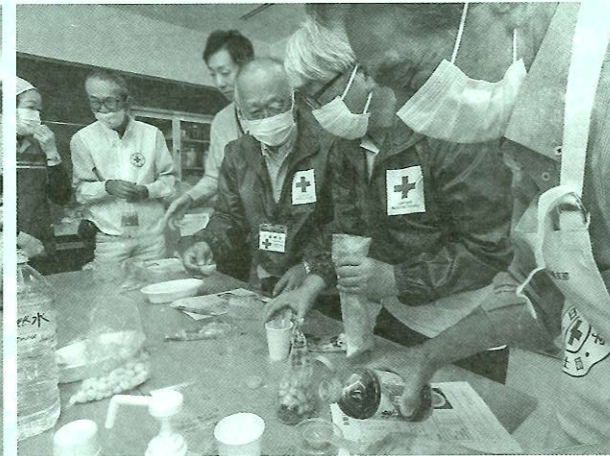
令和8年2月末現在



応急手当（地域赤十字奉仕団）



三角巾を使った応急手当・炊き出し訓練（奉仕団基礎実践研修会）



青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、赤十字の精神である人道に基づき、児童・生徒の「生きる力」と「豊かなこころ」を育むことを目指して活動しています。

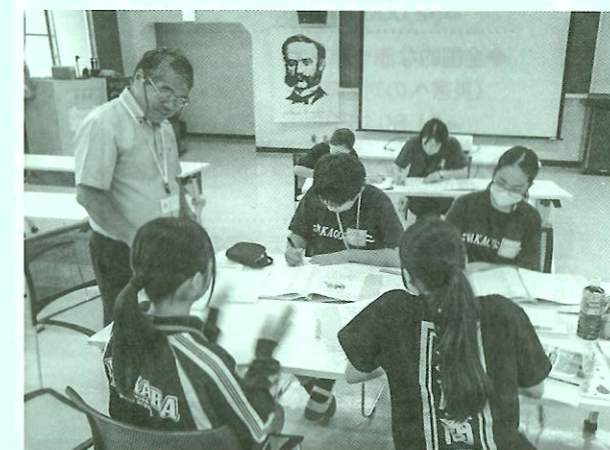
児童・生徒は「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標を掲げ、地域の清掃や環境美化、あいさつ運動、募金活動などの実践活動に取り組んでいます。

● 青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひるめるぼうさい」

・近年相次ぐ自然災害から得た教訓を児童・生徒に伝え、学校、地域、家庭における防災意識の向上を目指す防災教育プログラムです。

● 防災教材「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん！」

・幼稚園、保育所の子どもたちに災害時の危険（場所・行動）について伝え、自分の身を守るための基礎的な知識や判断力を身に付けてもらうことを目指した防災教材です。



JRCリーダーシップ・トレーニング・センターに参加し赤十字への理解を一層深める県内中学・高校生

● 青少年赤十字への加盟状況

種別	加盟校（園）数
幼稚園・保育所	14園
小学校	153校
中学校	88校
義務教育学校	4校
中等教育学校	4校
高等学校	70校
特別支援学校	3校
通信制	1校
合計	337校

令和8年2月末現在

国際支援活動（紛争・自然災害・飢餓で苦しむ人々を救います）

日本赤十字社は、海外で紛争や自然災害及び飢餓などによる被災者の緊急援助をはじめ、発展途上国の開発援助を積極的に行っています。

● 実施事業

- ・発展途上国の保健医療支援事業等への資金援助（目的：医療従事者の不足や不衛生状態が続く地域への支援）
- ・NHK海外たすけあい募金キャンペーン（実施期間：12月1日～12月25日）（目的：紛争や災害、飢餓、感染症などで苦しむ世界各地の人々を支援）



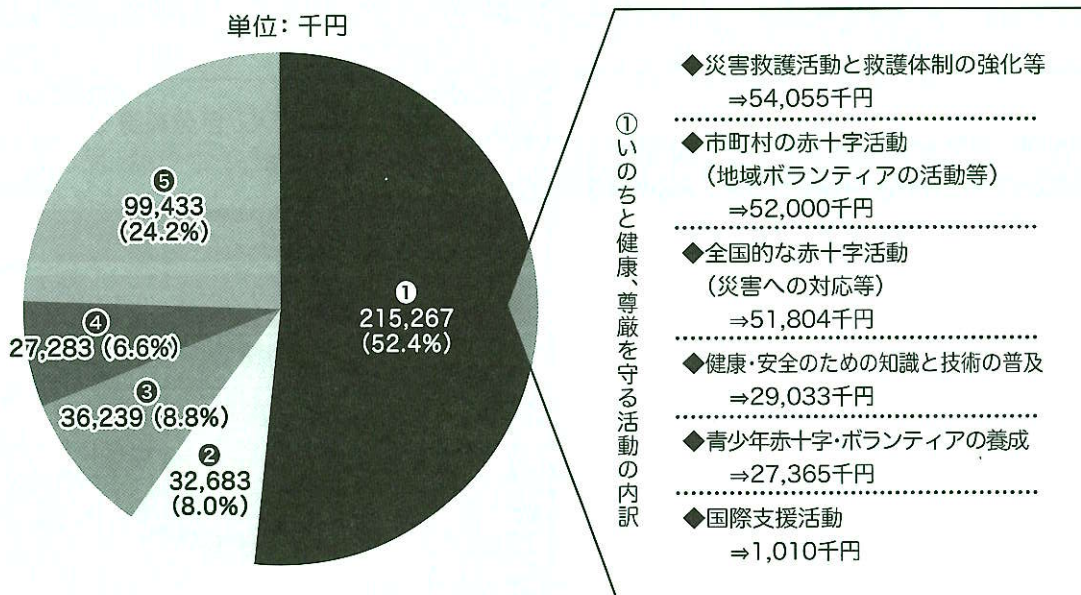
負傷者を搬送するパレスチナ赤新月社の救急車©PRCS

活動資金(寄付)の使いみち

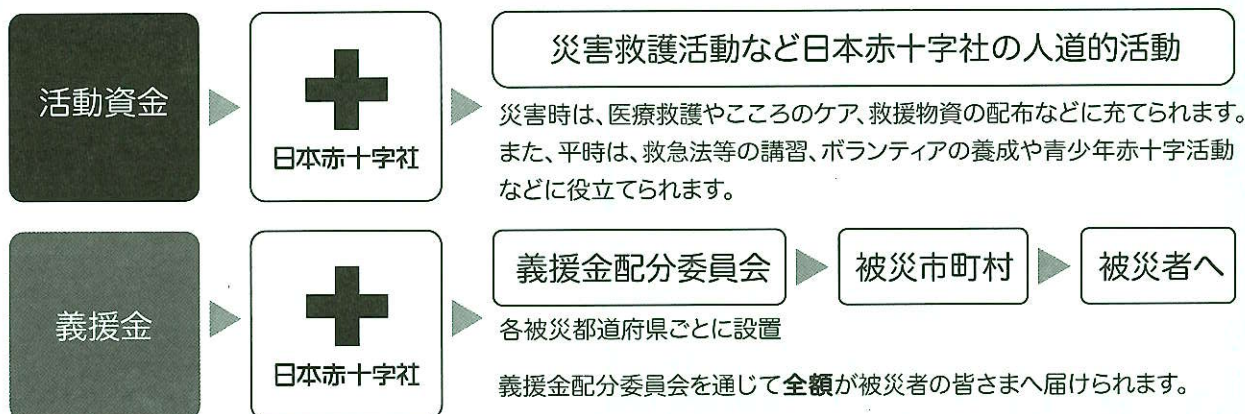
赤十字の活動は、皆さまからのご寄付で支えられています

総額:410,905千円

- ①いのちと健康、尊厳を守る活動のため
 - ②災害救護関連施設等の維持管理のため
 - ③活動資金募集のため
 - ④広報活動のため
 - ⑤活動の運営管理のため
- (国内の災害に対する対応を含む)



赤十字活動資金と義援金の違いについて



[問い合わせ先]

ご不明な点は、お住まいの市役所・町村役場（福祉課など）の赤十字担当者、または日本赤十字社茨城県支部までお願いいたします。

日本赤十字社茨城県支部 組織振興課
 電話 029-284-1380 (組織振興課直通)